

(目的)

第 1 条 この要綱は、鳥取市青谷町地域の今後の生活交通のあり方について必要な検討を行う鳥取市青谷町地域生活交通協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について協議・検討するものとする。

- (1) 鳥取市青谷町地域の生活交通に必要な整備に関すること
- (2) 鳥取市青谷町地域の生活交通の利用促進に関すること
- (3) その他鳥取市青谷町地域の生活交通の円滑な運営に関する必要な事項

第 3 条 協議会は、本整備方針・内容及び運営等について必要な検討・提案するとともに、事業主体及び関係者相互の連携、並びに事業の円滑な推進を図る。

(組織)

第 3 条 協議会の委員 15 人以内で組織し、別表に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に委員長及び副委員長 1 人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員のうちから協議会で互選する。
- 4 協議会は、必要と認められるときは委員以外の者の意見を求めることができる。

(会議)

第 4 条 協議会は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員に事故があるときは、代理を出席させることができる。
- 4 委員の議事は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(事務局)

第 6 条 事務局を鳥取市青谷町総合支所産業建設課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

別表委員名簿

|    | 所属等                    | 役職等 | 氏名 | 備考 |
|----|------------------------|-----|----|----|
| 1  | 青谷町自治連合会               |     |    |    |
| 2  | 青谷地区まちづくり協議会           |     |    |    |
| 3  | 中郷地区まちづくり協議会           |     |    |    |
| 4  | 勝部地区まちづくり協議会           |     |    |    |
| 5  | 日置谷地区まちづくり協議会          |     |    |    |
| 6  | 日置地区まちづくり協議会           |     |    |    |
| 7  | 青谷町社会福祉協議会             |     |    |    |
| 8  | 青谷町老人クラブ               |     |    |    |
| 9  | 青谷中学校PTA               |     |    |    |
| 10 | 青谷小学校PTA               |     |    |    |
| 11 | すくすく保育園保護者会            |     |    |    |
| 12 | 鳥取市青谷町総合支所             |     |    |    |
| 13 | 学識経験者(地域振興会議委員)        |     |    |    |
| 14 | 学識経験者(地域振興会議委員)        |     |    |    |
| 15 | 町内交通事業者(有限会社ニュー青谷タクシー) |     |    |    |